

令和8年（フ）第186号

兵庫県尼崎市西本町3丁目25番地301号、前住所大阪市淀川区三国本町3丁目9番38—1002号

破産者 吉田 昌代

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第187号

兵庫県西宮市門前町4番28号メナージュ103号

破産者 上池 聡子

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第5号

和歌山県新宮市谷王子町440、住民票上の住所和歌山県新宮市新宮455番地の3

破産者 山本建設こと 山本 祐貴

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所新宮支部

令和8年（フ）第27号

徳島県板野郡藍住町住吉字若宮45番地7

破産者 近藤 智人

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年（フ）第278号

高知市高須2丁目15番25号 コーポ二宮Ⅱ—406、旧住所高知市高須2丁目17番36号 岡林マンション401

破産者 津野 心判

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和8年（フ）第11号

高知県安芸市千歳町10番17号

破産者 山本 璃望

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所安芸支部破産係

令和8年（フ）第150号

宮崎県児湯郡川南町大字川南13567番地2

破産者 木上 佳与

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和7年（フ）第78号

千葉県東金市東新宿10—16 ツミタビル2F、登記簿上の住所千葉県東金市北之幸谷978番地1

破産者 株式会社K R工業

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第439号

札幌市北区篠路町拓北8番地14

破産者 合同会社ステージアップ札幌

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第874号

千葉県柏市若柴69番地の1

破産者 有限会社柏マキワ水産

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第146号

静岡県清水区折戸433番地の123

破産者 株式会社白浜

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第827号

岐阜県多治見市大畑町2丁目80番地

破産者 株式会社イー・ビー・シィ

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第55号

名古屋市緑区滝ノ水1丁目701番地の7

破産者 有限会社オーユー

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第373号

愛知県安城市桜井町門原3番地2

破産者 株式会社堀江興業

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年（フ）第1665号

（最後の住所）大阪市天王寺区石ケ辻町8番12—1201号

破産者 被相続人亡妻澁也相続財産

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第242号

神戸市西区北別府五丁目28番地の2

破産者 株式会社ネクスト

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和8年（フ）第78号

岡山県倉敷市児島塩生2133番地の15

破産者 有限会社土畑自動車

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第540号

東京都武蔵村山市本町一丁目13番地1

破産者 株式会社オーエックス西東京

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第751号

東京都小平市小川町1丁目485番地あかつき

破産者 小川 大介

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部